学校法人東京歯科大学 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

令和元年 11 月 22 日
第７２０回理事会制定

（目的）

第１条　この規程は、学校法人東京歯科大学（以下「法人」という。）の寄附行為第 61 条第１項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

（3）評議員とは学校法人東京歯科大学寄附行為第 34 条に定める者をいう。

（4）報酬等とは、報酬、常勤手当、その他役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

（報酬の額）

第３条　役員に対する報酬額は別表１のとおりとする。

２　評議員が、法人の命により会議等に出席した場合は、出席１回につき、２万円（税別）及び学校法人東京歯科大学旅費規程に則り、交通費を支給する。但し、本法人の常勤職員には、支給しない。

３　役員が、法人の命により会議等に出席した場合は、前条の報酬等とは別に、出席１回につき、１万円（税別）及び学校法人東京歯科大学旅費規程に則り、交通費を支給する。但し、本法人の常勤職員には支給しない。

（常勤手当）

第４条　常勤の役員については、本法人の常勤職員を除き、前条の報酬に加え、常勤手当を支給することができる。

２　常勤手当の支給額は、別表２のとおりとする。また、賞与として本手当を算定基礎額とし、本法人期末手当支給基準に準じた額を支給する。

（退任慰労金）

第５条　第２条第１項第４号の報酬等のほか、役員の任期を終了した者に退任慰労金を支給することができる。

２　退任慰労金については、別に定める。

（報酬等の支払）

第６条　この規程に基づく報酬及び常勤手当は、本法人給与規程第３条に準じ、毎月支給する。但し、監事については、常勤の場合を除き、半期ごと（１２月から５月分を６月、６月から１１月分を１２月）に支給する。第３条第２項及び第３項については、都度支給する。

（報酬等の計算）

第７条　新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

２　役員が退任、または解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

（公表）

第８条　本法人は、この規程をもって、学校法人東京歯科大学寄附行為第 78 条第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会に諮問し、理事会にて決定する。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日より施行する。

2　従前の学校法人東京歯科大学役員報酬規程（平成６年２月 17 日制定）は令和２年３月 31 日をもって廃止する。

3　令和元年 11 月 22 日現在役員である者の報酬額は、従前の学校法人東京歯科大学役員報酬規程（平成６年２月 17 日制定）を適用する。

附　則

1　この規程は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

1　この規程は、令和５年５月 29 日より施行する。但し、別表１,２については令和５年６月支給分より適用とする。

附　則

1　この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表１（役員の報酬）

役職名	報酬の額
理　事	月額　20 万円
監　事	月額　20 万円

別表２（常勤手当）

役職名	常勤手当の額
理事長	月額　125 万円
理　事	月額　 70 万円
監　事	月額　 70 万円

学 校 法 人 東 京 歯 科 大 学

役 員 退 任 慰 労 金 規 程

平成６年２月１７日
第５６７回理事会制定

（目的）
第１条　この規程は、学校法人東京歯科大学寄附行為第 61 条第１項の規定に基づき、役員の退任慰労金に関する事項を定めることを目的とする。
（退任慰労金の支給）
第２条　役員が退任した場合、在任中の功労に報いる為、この規程により退任慰労金を支給する。
（退任慰労金の計算方法）
第３条　役員の退任慰労金は、退任時における役員報酬月額に役員の在任期間に応じ別表に定める支給月数を乗じた額とする。
２　在任期間のうち、理事長又は役員の期間がある場合は、それぞれの在任期間に応じた支給月数を乗じた額とする。その場合の基準となる報酬月額は、それぞれの退任時現在の報酬月額とする。
（在任期間の計算）
第４条　退任慰労金の計算基礎となる在任期間は役員として引続き在任した期間とし、役員となった月から退任した月までの月数により計算し、年数に端数がある場合６ヵ月以上は１年とみなす。
（退任慰労金の支給期日）
第５条　退任慰労金は役員が退任した日から１ヵ月以内に本人（死亡の場合はその遺族）に支給する。
（規程の変更）
第６条　この規程の変更は、評議員会に諮問し、理事会の承認を得なければならない。

附　則
１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成２９年６月１日から施行する。
附　則
１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（別　表）

役員退任慰労金支給月数表

在任期間	支給月数	在任期間	支給月数
１年	１	１６年	１６
２年	２	１７年	１７
３年	３	１８年	１８
４年	４	１９年	１９
５年	５	２０年	２０
６年	６	２１年	２１
７年	７	２２年	２２
８年	８	２３年	２３
９年	９	２４年	２４
１０年	１０	２５年	２５
１１年	１１	２６年	２６
１２年	１２	２７年	２７
１３年	１３	２８年	２８
１４年	１４	２９年	２９
１５年	１５	３０年以上	３０